

## R 5 沖縄建設産業グローバル化支援業務委託 仕様書

### 1. 業務名

R 5 沖縄建設産業グローバル化支援業務委託

### 2. 契約期間

契約締結日の翌日から令和6年3月19日まで

### 3. 委託料の上限額

#### (1) 委託上限額

委託料の上限額は、9,966,000円（消費税及び地方消費税（10%）を含む）とする。ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、必ずしも契約金額ではない。

#### (2) 積算内訳

積算に関する費目は、以下のとおりとする。

- ・人件費
- ・直接経費
  - ※旅費、報償金、その他必要と認められる費目（会場借上・準備、通訳、動画作成、成果品作成に関する費用等）
- ・一般管理費
  - ※人件費と直接経費を加えた額の10%以内の額とする。
- ・消費税

### 4. 業務目的

本業務は、「沖縄建設産業グローバル化推進事業」（以下 本事業）における沖縄県の島嶼性・亜熱帯性などの地域特性に対応した沖縄の建設技術等を海外に販売・展開する県内建設業関連企業等（以下 県内企業等）を支援するためのものである。

なお、本事業は平成25年度から令和3年度にかけて、公募にて選定した県内企業等（以下 モデル企業）へ海外市場調査等に係る経費の一部を補助するとともに、有識者にて組織している「沖縄建設産業グローバル化推進委員会（以下 委員会）」を開催し、モデル企業の取組等への助言等の支援を実施しているが、今後もこれまでの実施内容を踏まえた上で、これまでと同等以上の支援を講じていく必要がある。

### 5. 業務内容

本業務は、現地のニーズ調査及び有識者からなる委員会の運営補助を実施した上

で、県内建設産業グローバル化の推進方策の検討及び情報発信の動画等作成を行うものであり、内容は以下のとおりである。

(1) 現地のニーズ調査

調査地①・回数：アジア州・1回（予定）

調査地②・回数：大洋州・1回（予定）

- ・調査地に関する基礎情報の整理
- ・調査地に関する現地の調査

※旅費及び通訳に関する費用等の必要となる経費含むものとする。

※調査国、調査日程及び調査内容等については沖縄県土木建築部土木総務課企画班員（以下 担当職員）との打合せの上、決定するものとする。

- ・現地の調査に関する結果の整理

(2) 県内建設産業グローバル化の推進方策の検討

- ・県内建設産業グローバル化の推進に関する県内企業等のニーズ把握
- ・本事業に関する県内建設産業グローバル化の推進方策の検討

(3) 委員会の運営補助

開催回数：1回（予定）

開催方法：沖縄県内での対面方式とオンライン方式の併用

委員数：6名（県内：3名、県外2名、庁内1名）

- ・委員会開催に関する委員等の調整、準備

※旅費及び会場借上・準備に関する費用等の必要となる経費含むものとする。

※開催日、会場規模及び配席等については担当職員との打合せの上、決定するものとする。

- ・委員会での配布資料及び議事録等の作成
- ・委員への旅費及び報償金等の支給
- ・その他、円滑な委員会の運営に関する対応

(4) 情報発信の動画等作成

- ・上記ア～ウを踏まえた県内建設産業グローバル化の推進方策に関する情報発信の動画等作成

※発信手法等については担当職員との打合せの上、決定するものとする。

(5) 打合せ

打合せ回数：4回以上

- ・本業務の適正かつ円滑な実施に関する管理技術者と担当職員の打合せ

6. 企画提案

本業務は、特定テーマに関する企画提案と実施方針による技術的に最適な者の特

定するものであり、特定テーマは以下のとおりである。

- テーマ1 県内建設関連企業の海外展開における現状と、展開にむけた課題及び有効な取組等の方針について提案を行い、その設定理由を述べること。また、実施する上での留意点（問題点、懸念事項）について述べること。
- テーマ2 県内建設関連企業が展開すべき国と技術について提案を行い、その設定理由を述べること。また、実施する上での留意点（問題点、懸念事項）について述べること。

## 7. 成果物

- ・業務報告書（キングファイル製本、A4版カラー）：1部
- ・本業務に係る電子データ（CD-R、PDF形式等）：1部
- ・その他（担当職員が指示するもの）

## 8. 著作物の譲渡

成果物が著作権法第2条第1項第1号に規程する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

## 9. 再委託

### (1) 一括再委託等の禁止

本業務の契約に係るの全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。また、下記(3)の「簡易な業務」以外の業務については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事業があるものとしてあらかじめ発注者が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

### (2) 再委託の相手方の制限

本業務の参加表明書等を提出した者に委任し、又は請け負わせることはできない。また、指名停止を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に委任し、又は請け負わせることはできない。

### (3) 再委託の承諾

本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面による発注者の承諾を得なければならない。ただし、以下に定める「簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

「簡易な業務」

- ・コピー、印刷、製本、速記録の作成、翻訳、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計等

#### 10. その他

本仕様書に明記されていない事項で、本業務の実施にあたり必要となる事項については発注者と協議の上決定をする。